令和６年１０月室戸市農業委員会総会議事録

１．日時　　令和６年１０月２５日（金）午後１時３０分～午後２時１５分
２．場所　　室戸市役所３階　第６会議室
３．出席委員　10 名

１番　藤岡 義博委員　２番　福冨 汎委員　　３番　西岡　豊委員
４番　中島 豊繋委員　５番　島巻 賢二委員　６番　川﨑一男委員
７番　尾﨑 考平委員　８番　小松 弘之委員　９番　細川 季代委員
10 番　濱田 祐司委員

４．　欠席委員　　谷口推進委員・関推進委員・久保利文推進委員
５．　事 務 局　　局長　山崎　桂　次長　冨士原　夏樹
６．　議案　　第１号議案　室戸市農業振興地域整備計画の変更
（農用地区域からの除外）について
第２号議案　農地法第３条許可申請について
第３号議案　非農地証明願について
その他の件

（開会時刻　13：30）
（島巻会長あいさつ）

議　　長　　ただいまから１０月定例総会を開会致します。
それでは、事務局より諸般の報告をお願いします。

事 務 局　　諸般の報告を致します。出席委員は１０名中１０名のご出席です。室戸市農業委員会総会会議規則第６条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。
推進委員さんの出席者数は、１０名中７名のご出席で、関委員さん久保利文委員さん、谷口委員さんより、ご欠席の連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、
第１号議案　室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について
第２号議案　農地法第３条許可申請について
第３号議案　非農地証明願について
その他の件の順となっております。
（９月総会以降の農業委員会の活動報告等）
以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　　それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議　　長　　それでは６番川﨑委員、10 番濱田委員にお願いします。

議　　長　　これより議事に入ります。第１号議案番号１ 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について議題といたします。
この件につきまして産業振興課三宮氏より説明をお願いします。
説明の間、休憩いたします。

産業振興課
三　　宮　　産業振興課の三宮です。第１号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について説明させていただきます。
座って説明させていただきます。
議案書の１ページ目、地図は２ページ目、３ページ目をご覧ください。

これは、農業振興地域の整備に関する法律第１３条に基づく農用地区域からの除外の申請となります。申請者は高知市の　　さん、室戸岬町の　　さん、場所は室戸岬町字　　番　及び同字　　番、登記地目はともに田、現況の利用状況は休耕地、地積が 418 ㎡と 954 ㎡の２筆計 1,372 ㎡となっております。
除外後の用途は、個人住宅の建築です。
土地の選定理由としましては、建築予定者の　　さんの　　は、現在借家住まいで、家族も増えて手狭になっていることから、休耕地になっている　　の畑と進入路をとるため　　さんの農地を譲ってもらい個人住宅を建てることとし、休耕中で周辺農地にも影響を与えることのない、こちらの申請地を選定いたしました。
説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について、説明がございました。担当地区委員さんの説明をお願いします。

４　　番　　（説　　明）
中　　島

議　　長　　ありがとうございました。ただいまの証言について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

（な　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第１号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よってこれを承認することに決定致します。
三宮氏は、ここで公務のため退席となります。
ありがとうございました。

（三宮氏退席）

議　　長　　続きまして、第２号議案農地法第３条許可申請について議題といたします。事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第２号議案農地法第３条許可申請、番号１について、事務局より説明いたします。

議案書４ページ目をごらんください。地図は５ページ目、６ページ目をご覧ください。
申請地は元字　　甲　　番　です。登記地目は宅地、現況地目は畑、申請面積は 62.8 ㎡、農用地区域ではありません。

本申請の譲渡人は４人の共有の土地で　　さん外３名それぞれの持分は議案書記載のとおりで、
それぞれの持ち分を合わせると 70/70 ですべての持ち分となりまして、　　さんのへの贈与による所有権移転の申請です。

今年の４月総会で、議案書５ページの地図をご覧ください。申請地の西側にある甲　　の　　さんの畑と　　さんの家を挟んだ西側の番地の記載はありませんが　　の　　さんの畑を譲受人が　　さんで３条許可をいただいております。
以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

～　番号１の説明については以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。担当地区委員さんの説明をお願いします。

１　　番　　（説　　明）
藤　　岡

議　　長　　ありがとうございました。担当地区委員より、番号１についてご報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

（無　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。
第２号議案農地法第３条許可申請番号１について、
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号１について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第３号議案 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきましては、事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第３号議案番号１非農地証明願について、説明をさせていただきます。
議案書７ページを、地図は８ページ・９ページをご覧ください。
申請地は、浮津字　　番　、登記地目は畑、現況地目は宅地となっています。地積は３３㎡で、農用地区域外です。

申請者は破産管財人弁護士　　さんで、所有者は浮津の　さん、　　に　　さんの破産手続き開始決定が高知地方裁判所であり、破産管財人に選任されております。
申請理由ですが、平成５年月日不詳頃より、平屋建てから２階建てに増築し、申請地は居宅の敷地として現在に至っており、農地への復旧が困難となっております。非農地証明取得後は、現在住んでおられる方が土地を購入される予定とのことです。
事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。担当地区委員さんの説明を説明をお願いします。

１　　番　　（説　明）
藤　　岡

議　　長　　ありがとうございました。担当地区委員より、番号１について、
ご報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある
方はお願いします。

（無　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第３号議案非農地証明願番号１について、
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
全員賛成でございます。よって番号１について
承認することに、決定致します。

議　　長　　続きましてその他の件について議題といたします。
この件につきまして、事務局より説明をいたします。
説明の間、休憩します。

事務局　　令和６年度農地パトロールの報告と予定
　　地域計画の座談会の件

事務局　　（事務連絡）

議　　長　　他に何かありませんでしょうか。
　　なければ、閉会の挨拶を中島職務代理にお願いいたします。

（中島職務代理の閉会の挨拶）
（閉会時刻午後２時１５分）